

社会福祉法人三愛会役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会(以下「この法人」という。)定款第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の規準に従つて算定した額を報酬等として支給する。

- 2 個々の役員の報酬は、別表に定める金額とする。
- 3 役員が職務のため旅行をしたときは、社会福祉法人三愛会旅費規則に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月20日(定時評議員会の議決日)から施行する。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和2年9月2日から施行する。

別表

役員の報酬等の額

(1) 理事長

区 分	報酬月額
法人の業務を執行するための出勤	400,000 円

(2) 理事

区 分	報酬日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

区 分	報酬日額
監事監査等への出席	50,000 円
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円